

高齢者生活福祉センター
指 定 管 理 者 募 集 要 項

【令和8年10月】

住 田 町

高齢者生活福祉センター指定管理者募集要項

住田町は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項、住田町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年住田町条例第 16 号。以下「手續条例」という。）第 2 条及び高齢者生活福祉センター設置条例（平成 9 年住田町条例第 1 号。以下「設置条例」という。）第 3 条の規定に基づき、令和 9 年 4 月から高齢者生活福祉センターの管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

1. 対象施設の概要

- (1) 施設名称 高齢者生活福祉センター
- (2) 施設所在地 岩手県気仙郡住田町上有住字和田野 12 番地 5
- (3) 開設 平成 9 年
- (4) 施設概要 高齢者生活福祉センター指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）のとお
り

2. 指定管理者が行う業務

設置条例第 5 条及び第 7 条に規定する業務

※具体的な業務内容及び履行方法は、仕様書記載のとおり

3. 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 3 年間とします。ただし、法 244 条の 2 第 11 項に定める指定の取消し等に至ったときは、その限りではありません。

4. 指定管理料

協定の締結を行う際に予算の範囲内で定めることとします。

5. 応募資格

- (1) 応募者は、当該施設の管理運営業務を円滑に遂行することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。（法人格の有無は問わない。）
- (2) 法人等又はその代表者が、次に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により当町における指名競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 町における指定管理者の指定手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員、又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）の統制の下にある団体若しくは役員（法人以外の団体の場合は、当該団体の代表者）が暴力団員等である団体

キ 国税又は地方税を滞納している者

(3) 法人等の人員の数、資産の額その他の経営の規模及び能力があること。

(4) 指定期間中、安全円滑に拠点施設を管理運営できること。

(5) 施設の管理運営に必要な免許を有すること。ただし、外部に委託する場合は、委託先が資格及び免許等を有していること。

6. 提出書類

次の書類を提出してください。

(1) 指定申請書（様式 1－1）

(2) 申込資格に関する申立書（様式 1－2）

(3) 管理運営業務の計画書（様式 2－1、2－2）

(4) 収支計画書（様式 3）

(5) 添付書類

☐ 履歴事項全部証明書（法人の場合）

☐ 法人等の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類

☐ 代表者の身分証明書（非法人の場合）

☐ 国税及び地方税の滞納がないことの証明書（募集要項の公募開始日以降に交付されたものの）

☐ 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）

☐ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成している団体のみ。）

☐ 前事業年度の事業報告書

☐ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書

☐ 法人等の役員名簿（非法人の場合）

☐ 印鑑証明書（法人の場合は法人の印鑑、非法人の場合は代表者の印鑑）

☐ 法人等の概要（経歴・実績等）

☐ 施設を管理するにあたって必要な免許の取得を証する書類（外部委託による場合は委託先の免許の取得を証する書類）

☐ 任意団体（公民館等）で、指定管理者になることについて、会員の了承を受けたことを証する書類（総会議事録等）

7. 申請手続

(2) 質疑等

質問(様式は任意)はメールで受け付けます。質問及び回答は、随時ホームページに掲載します。

質疑受付：令和 8 年 10 月 23 日（金）12 時まで

宛 先：メール：hoken@town.sumita.iwate.jp

(3) 申請書類提出期間及び提出先

ア 提出期間 : 令和8年10月9日(金)から令和8年10月30日(金)まで
ただし、土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

イ 提出先 : 〒029-2396

岩手県気仙郡住田町世田米字川向 88-1 住田町役場保健福祉課

ウ 提出方法 : 持参又は書留郵便(電子メール、FAXでの提出は受け付けません。)

エ 提出部数 : 正本1部、副本10部(副本は複写可)

8. 選定方法

選定委員会における書類選定及びプレゼン選定を経て、手続条例第4条の規定に基づく次の基準等により、総合的に判断し、指定管理者の候補者として選定します。

(1) 選定委員会実施

応募内容等を提案していただく選定委員会を11月上旬に開催予定です。詳細の日程は、応募者全員に別途通知いたします。

(2) 選定の基準

ア 公の施設として利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られる。

イ 公の施設の効用を最大限に発揮できる。

ウ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られる。

エ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがある。

オ その他必要な事項。(地域住民の雇用等)

9. 無効又は失格

以下の事項のいずれかに該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

(1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られていなかった場合

(2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

(4) 虚偽の内容が記載されている場合

(5) その他、選定委員会の協議の結果、選定を行うにあたって不相当と認められる場合

10. 選定結果の通知

申請者全員に令和8年11月中を目途にお知らせします。

11. 指定管理者の指定及び協定書の締結

指定管理者の候補者は、令和8年度中の住田町議会の指定管理者指定の議決を経て、指定管理者として指定されます。その後、施設の管理・運営業務等について協議し、協定を締結します。

12. その他

(1) 指定管理者の候補者が、協定締結までに次の事項に該当するに至ったときは、選定又は指

定を取消すことがあります。

ア 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

(2) 提出書類は返却しません。

(3) 申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

(4) 選定委員会の選定結果について、異議の申し立てはできません。

(5) 提出された書類は、必要に応じて複写します。(使用は役場、選定委員会での検討のみに限ります。)

(6) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。